

## 現行 日米地位協定

**前文** 日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

- 第1条** この協定において、
- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは
  - (b) 「軍属」とは
  - (c) 「家族」とは、

**第2条** 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締

瀬戸内ネット「日米地位協定改定案」(素案) 2018.9  
アンダーラインの部分は「地位協定改定案」 赤字の部分は未定

**前文** 日本国及びアメリカ合衆国は、対等の独立国として 1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

### 第1条 [用語の定義]

この協定において

- 1 「協定」とは、日米両国が相互に主権を認めあい、対等の関係で締結する「協定」を意味する。  
在日米軍は「日本国憲法」をはじめとする日本の国内法にしたがう。
- 2 (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは  
(b) 「軍属」とは・・・  
(c) 「家族」とは・・・

### 第2条 [基地の提供と返還]

1. (a) 合衆国は、日米安保条約第6条の規定にもとづき、日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎりで、日本国内の基地の使用を許される。個々の基地に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が

結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと、又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

締結しなければならない。「基地」には、当該基地の運営に必要な現存の設備、備品および定着物を含む。

(b) 基地の立地条件は、滑走路に離着陸する飛行コース下、およびその周辺地区内に居住地、学校、病院、工場がない場所とする。滑走路などの敷設のために、自然環境の破壊を生ずるような埋め立てをしてはならない。

(c) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条にもとづく行政協定の終了時に使用している基地は、両政府が(a)の規定にしたがって合意した基地とみなす。ただし、日本国政府は特定基地を閉鎖・返還することを要求することができる。その場合、アメリカ合衆国の合意を得て、1年以内に閉鎖・返還しなければならない。

(d) 施設・区域の提供、用途変更、埋立、建築、修理などの計画は関係地方自治体と協議、その意向を尊重する。

(e) 騒音、深夜早朝飛行騒音、飛行ルート、訓練、事件・事故については、日本の国内法を順守しなければならない。

(f) 北富士、東富士の使用は・・・(この項未定)

(g) 基地を設置する地方自治体が、住民投票にもとづいて基地設置に反対の意向を表明した場合、基地は閉鎖返還しなければならない。

2. (a) 日本国政府および合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取り決めを再検討しなければならない、また、前記の基地を日本国に返還すべきこと、または新たに基地を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) . . .

**第3条** 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両

(b) 米軍機爆音に違法判決がでた基地とその周辺区域で、爆音発生源対策が実施できない場合は、基地を閉鎖・返還する。

3. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進する。合衆国軍隊が使用する基地は、この協定の目的のためにならなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。

4. (a)

(b)

5. 「首都圏の空域」が米軍に所属する現状は、占領体制の遺制である。日本の空域はすべて独立国日本に帰属するものとする。

### **第3条 [基地内の管理権]**

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護、および管理の為必要なすべての措置をとることができる。 . . .

米軍は基地利用について日本国諸機関の立ち入り調査を拒否することはできない。

日本国領域内での米軍事故や犯罪については、日本の優先捜査権を認める。

政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 . . .

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

3、合衆国軍隊が使用している基地における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払っておこなわなければならない。米軍の活動が周辺自治体の公共の安全を損傷してはならない。米軍が関係する事件、事故の情報をすみやかに関係地方自治体に提供する。

### 第3条 a (追加) 環境基準、飛行協定

1. 在日米軍、およびその構成員は日本の「環境基準」を守らなければならない。
2. 環境汚染が発生した場合、日米共同で調査する。
3. 基地周辺住民の生活環境を守るために、米軍は軍用機の飛行コース、飛行速度、飛行高度、時間帯、騒音度について、基地設置自治体、及び周辺自治体の指示を尊重しなければならない。
4. 日本国民の居住地区域上空では、離発着訓練・飛行訓練をおこなわない。
5. 滑走路への軍用機等の出入の飛行の高度が日本国民の居住区域から 6500 フィート (1,950 メートル) 以下となる場合は、出入の飛行コースを変更しなければならない。
6. 「騒音違法」判決が出た区域の飛行コース・飛行時間帯は、「飛行差止め」とする。

**第4条** 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 . . . .

3 . . . .

**第5条** 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その

7. 米軍機墜落事故が発生した機種では、墜落の危険が除去されるまで「飛行差止め」とする。

**第4条 【基地の返還時の原状回復・補償】**

1 (a) 合衆国は環境への影響を最小限度に止め、日本国に基地を返還するにあたっては、環境被害の原状回復と、損害補償する義務を負う。

(b) 基地内外の環境汚染については地元自治体の立入り調査を受け入れなければならない。

(c) 環境汚染や不発弾処理は日米共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、米国の負担で、原状回復のために必要な措置をとる。

(d) 基地返還のときは、3年以上前から日本の関係当局の立ち入り調査を認める。

2 . . . .

3 . . . .

**第5条 【受入れ 国内における移動の自由、公の船舶・航空機の出入国、基地への出入権】**

1 (入港料、着陸料を課されない・・・) 米軍の航空機、船艦は日本政府が指定した港湾、空港に入出することができる。それ以外の港湾、空港の使用は、緊急時以外は禁止し、日本政府の承認を得て使用する場合は、国内法を適用する。

貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適切な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

**第9条** 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国

2 （合衆国軍隊が援用している施設及び区域に出入りし、これらの施設の間を移動することができる・・・）

3 （入港のときは日本国当局に通告・・・）

4 米軍基地の区域の外における船舶、航空機、合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの家族の出入国、移動は、日本国内法にしたがっておこなわなければならない。

5 「出入」「移動」の名目で行軍訓練、飛行訓練などを行ってはいけない。

6 日本国民の居住地上空を飛ぶときの高度は地表から6500フィート以下となってはいけない。

7 離着陸の際、居住地等からの距離が6500フィート以下になることが避けられない基地は、滑走路を移設しなければならない。

8 「提供施設及び区域」以外での米軍の演習・訓練には日本政府の事前の承認が必要である。

9 米軍機の飛行は、平日は6時半から21時まで、土曜日は8時から12時までとし、日曜日は飛行しない。

10 基地周辺の居住地上空を旋回する飛行訓練は行わない。

### 第9条 【軍隊構成員などの出入国】

1. この條の規定にしたがうことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。基地区域への出入は日本国内法にしたがって行う。

の法令の適用から除外されない。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

**第10条** 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。

2、合衆国軍隊の構成員は、旅券および査証に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、基地外居住者の届け出制度を創設し、在住自治体に居所を明確化する。

3 人、動物、植物に対する検疫並びに人の保健衛生については国内法を適用する。

#### **第10条** [運転免許・車両]

1. 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族に対して発給した運転許可証もしくは運転免許証または軍の運転許可証を、運転者試験または手数料を課さないで、有効なものとして承認する。ただ

2 . . . .

3 . . . .

**第 13 条** 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

し、日本の公道で支障なく走行できるための訓練を実施し、関係当局の認定許可証を取得しなければならない。

合衆国軍関係者は、基地外の通行において日本の「道路交通法」にしたがわなければならない。

### **第 13 条 [課税]**

1. 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員、軍属ならびにそれらの家族の私有車両に対する自動車税および軽自動車税については、日本国民の民間車両と同じ税率で課税する。



**第 16 条** 日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

**第 16 条 【日本法令の尊重義務】**

日本国において、日本国の法令を遵守し、およびその協定の精神に反する活動、~~とくに政治的活動~~（8字削除）を慎むことは、合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族の義務である。合衆国軍隊関係者は、特にこの協定に規定する事項以外は、日本国の国内法を守らなければならない。